

令和6年度地方税制改正（税負担軽減措置等）要望事項

（ 新設 ・ **拡充** ・ 延長 ・ その他 ）

No	3	府省庁名 国土交通省												
対象税目	個人住民税 法人住民税 事業税 不動産取得税 固定資産税 事業所税 その他 （自動車税）													
要望項目名	バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置の拡充													
要望内容 (概要)	<p>・ 特例措置の対象（支援措置を必要とする制度の概要） ノンステップバス、リフト付きバス及びユニバーサルデザイン（UD）タクシーについて、構造・設備基準に適合した車両の取得に係る自動車税（環境性能割）の課税標準を取得価額から一定額を控除した額とする。</p> <p>・ 要望の内容 UDタクシーの認定要領の改正に伴い、新設された認定レベルの車両が税制特例の対象となるよう、特例の適用範囲を拡充する。</p> <p>（自動車税（環境性能割）※現在の特例措置の内容）</p> <table border="0"> <tr> <td>○ノンステップバス</td> <td>取得価額から1,000万円控除</td> </tr> <tr> <td>○リフト付きバス</td> <td></td> </tr> <tr> <td> 乗車定員30人以上</td> <td>取得価額から650万円控除</td> </tr> <tr> <td> うち空港アクセスバス</td> <td>取得価額から800万円控除</td> </tr> <tr> <td> 乗車定員30人未満</td> <td>取得価額から200万円控除</td> </tr> <tr> <td>○UDタクシー</td> <td>取得価額から100万円控除</td> </tr> </table>		○ノンステップバス	取得価額から1,000万円控除	○リフト付きバス		乗車定員30人以上	取得価額から650万円控除	うち空港アクセスバス	取得価額から800万円控除	乗車定員30人未満	取得価額から200万円控除	○UDタクシー	取得価額から100万円控除
○ノンステップバス	取得価額から1,000万円控除													
○リフト付きバス														
乗車定員30人以上	取得価額から650万円控除													
うち空港アクセスバス	取得価額から800万円控除													
乗車定員30人未満	取得価額から200万円控除													
○UDタクシー	取得価額から100万円控除													
関係条文	<p>地方税法 附則第12条の2の13第1項～第3項</p> <p>地方税法施行規則 附則第4条の11第1項～第7項</p>													
減収見込額	<p>[初年度] ▲1 (-) [平年度] ▲1 (-)</p> <p>[改正増減収額] - (単位：百万円)</p>													
要望理由	<p>(1) 政策目的 高齢者、障害者を含むすべての人々が安心して生活し社会参加することができるよう、国土交通省ではバリアフリー法に基づき、バスやタクシーといった地域公共交通機関の車両のバリアフリー化に取り組んでいる。</p> <p>令和3年度にはバリアフリー基本方針を改正し、ノンステップバスやUDタクシー等のバリアフリー車両の導入についてより高い水準の目標設定を行うなどして、一体的・総合的なバリアフリー化に取り組んでいるところである。</p> <p>このような状況の下、タクシー事業については、地域住民の日常生活に不可欠な足としてサービスの維持・改善を図るとともに、人々の社会参加の機会の確保や環境にやさしい交通体系の構築を図っていく必要があり、地域における社会的使命の重要性が益々拡大しているところである。</p> <p>本特例措置は、一定のバリアフリー車両について税制上の特例を設けることにより、UDタクシーの普及促進を図り、高齢者や障害者等の利便性・安全性を向上させることを目的としている。</p> <p>(2) 施策の必要性 UDタクシーにおいては、バリアフリー基準に基づく認定を受けている車種の中で、現在販売されている車種がJPN TAXI（ジャパntaxi）に限られており、地方では価格面のハードルやLPGスタンドの供給環境によってUDタクシーの導入が進んでいない等の課題があり、車椅子利用者、タクシー事業者、自動車メーカーから様々なご意見・ご要望を受けているところである。</p> <p>これらの背景を踏まえ、現在の「認定レベル1」、「認定レベル2」に加え、主に地方における手押し車椅子</p>													

	<p>子での利用を想定した、「認定レベル準1」の基準を創設し、UDタクシーの導入が遅れている地方でのバリアフリーのすそ野を広げ、利用者利便の向上を図ることを検討している。</p> <p>ユニバーサル社会の実現に向けて、タクシーのバリアフリー化が必要であるが、タクシー事業者においてバリアフリー車両の導入時に多額の費用がかさむため、本特例措置を拡充することにより、車両の導入に対するインセンティブを付与し、バリアフリー化を推進する必要がある。</p>
<p>本要望に対応する縮減案</p>	<p>—</p>

合理性	政策体系における政策目的の位置付け	政策目標2 良好な生活環境、自然環境の形成、バリアフリー社会の実現 施策目標3 総合的なバリアフリー化を推進する 業績指標10 車両等のバリアフリー化
	政策の達成目標	(令和7年度末までの目標) ※令和3年度より適用 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約90,000台 ・各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする
	税負担軽減措置等の適用又は延長期間	2年間(令和5年4月1日～令和7年3月31日)
	同上の期間中の達成目標	(令和7年度末までの目標) ※令和3年度より適用 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 約90,000台 ・各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする
	政策目標の達成状況	令和3年度末の達成状況 ・福祉タクシー(UDタクシー含む) 42,622台 ・各都道府県における総車両数の約25%をUDタクシーとする 2/47(都道府県)
有効性	要望の措置の適用見込み	(令和6年度の適用見込み) ・UDタクシー 約150台(認定レベル準1)
	要望の措置の効果見込み(手段としての有効性)	UDタクシーの対象車種を拡充することにより、UDタクシーの導入が進んでいない地方での導入が見込まれ、加えて本特例措置を拡充することにより、導入に対するインセンティブになり、さらなる導入が見込まれる。
相当性	当該要望項目以外の税制上の支援措置	・バリアフリー車両に係る自動車重量税の特例措置(自動車重量税) 免税(初回(新車新規登録時)のみ) ・エコカー減税(自動車重量税) ※減免対象となるかは車両の環境性能によって異なる
	予算上の措置等の要求内容及び金額	・地域公共交通確保維持改善事業:282億円の内数(令和6年度予算概算要求額) ・ポストコロナを見据えた受入環境整備促進事業:19億円の内数(令和6年度予算概算要求額)
	上記の予算上の措置等と要望項目との関係	高額なバリアフリー車両の普及を促進するため、補助金に加えて、本特例措置により更なるタクシー事業者の負担軽減を図る。
	要望の措置の妥当性	タクシーのバリアフリー化については、通常車両に比較し費用がかかるため、これらの整備を促進するためには、設備等の導入に対するインセンティブを与えることが必要であり、租税特別措置も含めた総合的な施策を講じることが相当である。

	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年	
税負担軽減措置等の適用実績	度 ・UDタクシー	0 台 (6,364 台)	0 台 (7,956 台)	0 台 (3,998 台)	0 台 (3,608 台)	0 台 (3,703 台)
	※ () 内 : UDタクシー導入台数					
「地方税における税負担軽減措置等の適用状況等に関する報告書」における適用実績	バリアフリー性能の優れた自動車の取得に係る課税標準の特例措置（課税標準から控除した総額（自動車の取得価額））（※）課税標準（自動車の取得価額） 令和元年度 : 10,839,467 千円 令和 2 年度 : 5,667,964 千円 令和 3 年度 : 4,788,305 千円					
税負担軽減措置等の適用による効果（手段としての有効性）	本特例措置は、事業者にとって高額なバリアフリー車両導入に対するハードルを引き下げることができるため、導入のインセンティブとして有効である。					
前回要望時の達成目標	（令和 2 年度末までの目標） ・福祉タクシー（UDタクシー含む） 約 44,000 台					
前回要望時からの達成度及び目標に達していない場合の理由	（令和 2 年度末の達成状況） ・福祉タクシー（UDタクシー含む） 41,464 台 目標達成に向けて順調に推移していたが、新型コロナウイルス感染症の感染拡大の影響より、タクシー事業者の車両更新が抑制された影響によりやや届かなかったところ。 引き続き、タクシー事業者に対して支援制度の活用を働きかけていくことや、輸送需要の回復により、導入実績は伸びるものと考えられる。					
これまでの要望経緯	平成 24 年度 創設 平成 27 年度 延長 平成 29 年度 延長 平成 31 年度 拡充、延長 : 貸切バス事業者が導入するノンステップバス及びリフト付きバスを追加 令和 3 年度 拡充、延長 : 乗車定員 30 人以上リフト付きバスのうち空港アクセスバスについて自動車税（環境性能割）の控除額を 800 万円に引き上げ 令和 5 年度 延長					